

# 令和元年度 第1回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時：令和元年7月26日（金）14時～

場 所：門真市保健福祉センター4階会議室1・2・3

## ■会議次第

### 1 開会

### 2 議題

- ① 委員の紹介
- ② 平成30年度相談支援事業実施状況について
- ③ 平成30年度障害者虐待防止法に係る対応状況について
- ④ 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等について
- ⑤ 門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に係るアンケートの実施内容について
- ⑥ 障害者優先調達推進法に係る平成30年度の取組状況について
- ⑦ 平成30年度門真市障がい者地域協議会部会の開催実績について

### 3 閉会

## ■配布資料

### <事前配布>

#### 会議次第

- 資料1-1 門真市障がい者基幹相談支援センター エーる実施状況
- 資料1-2 門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス実施状況
- 資料1-3 障がい者相談支援事業所 あん実施状況
- 資料2 障がい者虐待対応フロー図（門真市）
- 資料3 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等について
- 資料4 門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定に係るアンケートの実施内容について
- 資料5-1 平成30年度調達額実績
- 資料5-2 障がい者優先調達目標と実績（経年）
- 資料5-3 令和元年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針
- 資料6 平成30年度 門真市障がい者地域協議会、部会開催実績

### <当日配布>

協議会委員名簿

座席表

門真市第3次障がい者計画冊子

門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画冊子

門真市情報公開条例（抜粋）  
審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）  
門真市附属機関に関する条例（抜粋）  
門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

委員：小寺委員（会長）、小原委員、藤江委員、古友委員、福田委員、高田委員、可知委員、井上委員、東野委員、北本委員、石丸委員、山本委員  
事務局：障がい福祉課 狩俣課長、馬屋原課長補佐、池尻課長補佐、西本副参事、池田主任、伊達係員

■欠席者

委員：中井委員（副会長）、松本委員、大北委員

■傍聴者：5名

■議 事  
開 会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今より令和元年度第1回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会をさせていただきます、障がい福祉課主任の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して座って司会進行させていただきます。ここで委員の出席状況について報告させていただきます。本日の出席委員は、15名中、12名でございます。中井委員につきましては、遅れて出席される予定でございますのでよろしくお願いいたします。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、早速会議に入らせていただきます。

議題①、委員の紹介にまいります。本日は令和元年度第1回目の会議でございます。今年度は、新たに任期2年の委員を委嘱する年にあたりますので、委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。

種智院大学教授 小寺鐵也様

小寺委員：小寺でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：門真市医師会理事 小原時郎様

小原委員：小原です。よろしくお願いいたします。

事務局：門真市社会福祉協議会次長兼課長 藤江冬人様

藤江委員：藤江です。よろしくお願いいたします。

事務局：門真市民生委員児童委員協議会副会長 古友繁一様

古友委員：古友でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局：門真市障がい福祉を考える会代表 福田章男様

福田委員：福田です。よろしくお願いいいたします。

事務局：門真市障がい者相談支援事業所あん施設長 高田雅章様

高田委員：高田です。よろしくお願いいいたします。

事務局：大阪府立守口支援学校校長 可知万千代様

可知委員：どうぞよろしくお願いいいたします。可知です。

事務局：門真公共職業安定所統括職業指導官 井上のり子様

井上委員：井上と申します。よろしくお願いいいたします。

事務局：門真市手をつなぐ育成会理事長 東野弓子様

東野委員：東野です。よろしくお願いいいたします。

事務局：門真クラブ・合同スタッフ会議代表 ふろんていあ施設長 北本宗一郎様

北本委員：北本と申します。よろしくお願いいいたします。

事務局：門真市立こども発達支援センターセンター長 石丸琢也様

石丸委員：石丸でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局：門真市保健福祉部次長兼福祉事務所長 山本栄子でございます。

山本委員：山本でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局：ありがとうございます。なお、守口保健所 所長 松本一美様、晋栄福祉会 総合施設長 大北淳様は、欠席でございます。

事務局：次に事務局の紹介をいたします。

障がい福祉課 課長の狩俣でございます。

課長：狩俣でございます。よろしくお願いいいたします。

事務局：同じく課長補佐の馬屋原でございます。

課長補佐：馬屋原でございます。よろしくお願いいいたします。

事務局：同じく課長補佐の池尻でございます。

課長補佐：池尻でございます。よろしくお願いいいたします。

事務局：同じく副参事の西本が出席しております。現在、傍聴者の受付をさせていただいております。

事務局：同じく係員の伊達でございます。

係員：伊達でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局：今年度から新たに委員の委嘱を実施いたしましたので本協議会の進行を行っていただく会長につきましては、新たに選出が必要となります。

門真市附属機関に関する条例施行規則の第4条には、「会長及び副会長は委員の互選により定める。」と規定されておりますので、会長及び副会長が選出されるまでの間、事務局にて会議を進行させていただきたいと存じます。

会長及び副会長の選出につきまして、いかがいたしましょうか。

C委員：よければ貴重な時間ではありますので、本協議会の会長につきましては、種智院大学の教授として、障がい者施策についての豊富な経験・実績等を有されております、小寺委員にお願いできればと思います。

また、副会長には、まだ遅れてお越しではないですけれども、長年、門真市身体障害者福祉会会長を務められておられ経験豊富な、中井委員にお引き受けいただければと思います。いかがでしょうか。

事務局： ただいま、C委員より、会長には小寺委員、副会長には中井委員にと推薦がございましたが、委員の皆様、ほかにご意見はございませんでしょうか。ほかにご意見がないようですので、会長は小寺委員に、副会長は中井委員へお願いすることとしてよろしいでしょうか。

G委員： 異議なし

事務局： ただいま「異議なし」とのご発言をいただきましたので、会長を小寺委員、副会長を中井委員と決定し、お願いいたしたいと存じます。

それでは、代表といたしまして、小寺会長に就任にあたりましてのご挨拶をお願いいたします。

会 長： 皆様、会長に仰せつかりました小寺でございます。どうぞよろしく願いいたします。現在、第5期障がい福祉計画第1期障がい児福祉計画を作ってきたところでございますが、3年間はあつと言う間に過ぎていきまして、来年度は新たに、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定する年となっております。3年間の計画の実績は後で報告をいただけるということですが、協議会の役割も年々増してきておりまして、委員の皆様にもいろいろご苦勞をおかけしていることと思っておりますが、子どもたち、障がい者の方々の生きる思いを実現するためにご協力をいただいて、よりよい門真市を作っていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。後で中井副会長がお越しになると思っておりますが、二人で協力して頑張っていきますのでご協力をよろしく願いしたいと思っております。

事務局： ありがとうございます。

次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

本協議会につきましては、原則の考え方どおり「公開」を考慮しておりまして、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。

会 長： ただいま、事務局より、会議の市民への公開について提案がありましたが、何かご意見等ございますか。

G委員： 異議なし

会 長： 異議なしということで、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきます。それでは、本日傍聴の方がおられるのでしょうか。おられましたら入室してもらってください。

事務局： それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行を宜しく願いいたします。

会 長： それでは、早速会議に入らせていただきます。

その前に、本日委員の皆様配布しております資料の確認を事務局からお願いしま

す。

事務局： まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日配布しております資料は、協議会委員名簿、座席表、門真市第3次障がい者計画冊子、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画冊子でございます。また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。なお、各計画冊子が必要な場合は、職員までお知らせいただきますよう、お願いいたします。

次に事前に郵送しております資料は、協議会次第、資料1-1 門真市障がい者基幹相談支援センターえーるの実施状況、資料1-2 門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス 実施状況、資料1-3 障がい者相談支援事業所 あん 実施状況、資料2 障がい者虐待対応フロー図（門真市）、資料3 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等について、資料4 門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定に係るアンケートの実施内容について、資料5-1 平成30年度調達額実績、資料5-2 障がい者優先調達目標と実績（経年）、資料5-3 令和元年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針、資料6 平成30年度 門真市障がい者地域協議会 部会開催実績、また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例（抜粋）、審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）、門真市附属機関に関する条例（抜粋）、門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）、も配布いたしております。

不足等がございましたら、お知らせください。

会 長： 不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入ります。お手元の会議次第に沿って進めてまいります。

議題②、平成30年度相談支援事業実施状況について、市が委託しております、門真市障がい者基幹相談支援センターえーる、門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス、門真市障がい者相談支援事業所 あん、よりそれぞれ報告をお願いいたします。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる西川と申します。まず始めに門真市障がい者基幹相談支援センターえーるの報告をさせていただきます。

資料1-1の1ページから7ページになります。当センターの全体の報告は、配布しております資料の通りとなっています。その中でも平成30年度の特徴的な傾向としまして、門真市内にて通所施設の新規開所が相次いでおり、平成30年度だけで就労継続B型が5事業所、就労移行支援は2事業所、就労継続A型は1事業所が開所しています。あわせて8事業所が新しく開所しました。

平成31年4月1日の時点で、門真市内に通所系の施設は35事業所あります。門真市内の社会資源が増え、利用者が通所する事業所が増えて選べる環境になったことは、とても良い傾向だと考えています。

平成30年度の相談の状況としまして、全体の相談件数から比較した場合に割合は少ないものの増加傾向にある相談内容として、通所施設やグループホームの職員の不適切な支援や対応による利用者からの苦情や相談があります。就労継続支援事業

の給与や工賃の金額アップが国でもクローズアップされる中、門真市においてもお金を稼ぐ目的を最優先としている就労系通所施設ができており、「働いてお金を稼ぐこと」を第一のニーズとして、障がい福祉サービスの施設を利用する障がい者の方も多くなってきています。「働いてお金を稼ぐこと」を達成するために工賃が高い作業内容を優先しているため、その分障がい特性にあった作業内容や配置・声かけ等が不十分であったり、生活リズムやコミュニケーション能力の向上、一般常識の習得など、障がい者が地域で生活していくための力を向上する取組みが不十分となっている施設があります。施設見学や体験を経て通所決定をしたものの、短期間の体験等では自身のニーズと施設の方針にズレがあることに気付くことが出来ず、通所した後に施設の方針にマッチングできない障がい者が、通所施設職員の作業最優先の支援や対応について、相談・苦情を相談支援専門員に訴え、当センターを紹介され来所することが見られています。就労系の施設形態が移行、A型、B型と3種類ある中で、各施設が様々な方針を打ち出し、施設の特色を出している状況下で、通所施設のサービス利用の目的や個別支援計画のあり方について、障がい福祉全体で検討する必要があるように感じています。加えてこの問題を軽減するためには、利用者がサービス提供事業所に対して、どのような目的と目標を持って、サービス利用をしようとしているかをサービス等利用計画やサービス担当者会議等で明確に相談支援専門員が発信し、事業所の個別の支援計画にニーズを反映させることが重要と考えています。具体的には、相談支援専門員の十分なアセスメントによる見立てと、各施設の詳細な情報把握をもとに、利用者が自身の障がい特性に合わせた施設選びが出来る施設紹介や見学が必要と感じています。以上がえーるからの報告です。

門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス：

はい、門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス中村です。どうぞ宜しくお願い致します。続きまして、門真市障がい者相談支援センタージェイ・エスの平成30年度の活動報告をさせていただきます。

資料につきましては1-2をご覧ください。昨年度、特に目立った動きをここで報告させていただきます。昨年度は障がい基礎年金の申し立てや相続放棄など、手続き関係の相談が例年以上に多く、目立ちました。手続きに関わる工程も多いため、相談者と一緒に手続きを進めていき、場合によっては専門家に相談する等しながら対応致しました。

年金の受給に関しては生活に直結することでもあり、慎重に手続きを進め、結果的にほとんどのケースにて年金受給をすることができました。また、親御さんの入院や他界などにより、緊急的に支援が必要なケースもいくつかありました。緊急性もあり福祉サービスで補いきれない部分を当センターが担いながら集中的に支援を行いました。現在も継続的に支援を行っています。これらの相談を担えるのは当センターの強みかと考えており、今年度も引き続き対応していきたいと思っております。

続きまして、相談支援内容において「家族関係・人間関係に関する支援」の項目が平成30年度は420件で、前年度に比べ100件増えております。利用者の生活全般のことを考えると本人やご家族など世帯全体を通しての支援が必要であることが伺え

る数字かと考えております。福祉サービスでは補いきれない相談内容も多いのが現状となっています。そのため、今後は地域でのインフォーマルな力も必要ではないかと考えておりますが、当センターの他機関との関わりとしては福祉機関が中心になっており、地域との連携・繋がりはまだまだ手薄と感じているのが現状です。そんな状況の中で平成30年度、当センターが参加している地域福祉連絡会という会議において地域のサロンに出向いて、当センターの紹介を行うといった活動がありました。これまでにない試みでもあり、地域との結びつきをより強化する機会、きっかけになったかと思っております。今回のように福祉関係以外の機関や民間の法人、地域で活動されている団体等との関わりが必要と考えており、連携強化、開拓に努めて行きたいと思っております。

生活全般の相談という多岐に渡った相談内容を受けることができるのが当センター強みと考えており、今後もその力を活かしながら支援していきたいと考えております。以上、相談支援センタージェイ・エスからの報告となります。

門真市障がい者相談支援事業所あん：

障がい者相談支援事業所あんの大岩です。平成30年度の年間報告をさせていただきます。よろしくお願い致します。当事業所は施設長1名、専従職員1名、兼務職員1名の計3名体制で、平成18年10月より相談支援事業と地域活動支援センター事業の2つの事業を行っています。昨年度の実績の数値についてはお配りしている資料1-3をご覧くださいと思います。

平成30年度の総括ですが、まずは委託相談について相談いただくケースの中でも、継続的にご本人、医療機関、支援機関と関わるのは薬物依存、アルコール依存、高次脳機能障がい、治療中断等いわゆる困難事例といわれるケースになります。また相談内容を精査する中で、すぐには障がい福祉サービスにつながらない方への支援や福祉サービスへつなぐだけではなく、その後の継続的な相談窓口としての対応、本人・家族との面接を通して病気や障がいの理解を深めたり、緊急時の対応についての相談も受けています。

ここ数年間で精神障がいの対象が徐々に変化していることに伴い、上記の依存症に加え発達障がいの方の支援や、他障がいとの重複事例も増加傾向となっています。いずれの支援も1事業所のみで対応することは相談の内容的にも人的にも限界がありますので、行政、医療などの各関係機関と連携して抱え込むことなく支援にあたるように心がけています。

計画相談については日常生活支援のために各障がい福祉サービス事業所と連携して支援の形を作っていきます。当事者との面接や事業所の開拓、モニタリングによるサービスの調整などを行って、ご本人が望む生活や持っている能力を維持し活かせるような支援に結びつくように関わっています。

昨年度も今年度同様市内の事業所が増えたことや、委託相談が期待されている困難な事例への対応のため、新規のケースがあまり増えていないことから、昨年度よりさらに国保連報酬による収入は減っています。精神障がい者を対象とした事業所として今後はより専門的で丁寧な対応が求められています。

全体の総括として上記でも述べたように、数年の間で従来の精神障がいの対象者に加え、様々な疾患が精神障がいの対象となっていることについて支援者の方も対

応していかなければなりません、ただ日々の業務をこなしていただくだけでは難しいのも現状です。またそれらの様々な疾患を扱うためには、従来培ってきた相談支援技術では対応できないより専門的で高度な支援技術が必要とされるため、今後も積極的に研修会などには参加しながら、様々な疾患に幅広く対応できるスキルを身につけていくと同時に1機関では担いきれない現状も十分考慮しながら、広い視野を持って各関係機関との連携をさらに密にして支援を行っていく必要性を感じています。以上です。

門真市障がい者基幹相談支援センターへ：

はい、続きまして先ほど、報告した3つの相談支援事業以外に指定特定相談支援事業などを含めた相談支援事業全体の総括を報告させていただきます。資料は戻りまして、1-1の6ページをご覧ください。

これまで門真市の地域課題として、問題提起しています相談支援専門員の人員不足の課題についてです。平成30年度は相談支援体制をより良くする為に当センターを含む各相談支援事業所と行政が協力し合い、多くの会議や事業所連絡会、他分野の会議等に参加し、門真市の現状の報告と指定特定相談支援事業所の立ち上げの必要性について説明を行いました。その成果もあり、平成30年度中に新規の指定特定相談支援事業所が2事業所立ち上がり、平成31年4月からはさらに2つの相談支援事業所が立ち上がっています。これは平成30年度に様々な機関に対して情報の発信を行ってきた成果と考えています。

新規の計画相談利用者の伸びも著しいため、課題の根本的な解決までには至っていませんが、相談支援専門員が本来求められている障がい者の身近な相談員として、支援者の連携の要となり支援チームを構築していく土台が門真市では出来つつあると考えています。門真市障がい者相談支援連絡会では、その土台を最大限に活用し、支援者の連携の要となり支援チームを構築していくために必要な取組みは、サービス担当者会議の開催と考えています。実際に各相談支援専門員に個別聞き取りを行ったところ、サービス担当者会議の開催の必要性が高い認識は全員一致し、開催に対して具体的な意見が多く出されていました。具体的に出された意見の一部として、①開催した場合の利用者のメリットはもちろん、相談支援専門員にとってのメリット、参加するサービス提供事業所のメリットに対する考え方の意見。②開催する調整負担を軽減する新しい連絡方法を模索、アプリなどツールの使用をどのように活用などの意見。③開催にあたっての注意点、継続するために必要な取組みに対する意見。④開催する上で相談支援専門員としての希望など様々な意見が各相談支援専門員から伺うことができました。相談支援専門員がサービス担当者会議の開催の必要性が高い認識があるものの開催できていない原因の一つが、相談支援専門員の業務量が膨大で調整困難となっているためであり、このまま計画作成を多く担当している相談支援専門員に対して、サービス担当者会議を開催していくことをやみくもに依頼しても、これまでと同じように必要性が高いと認識をしつつも開催したくても現状の体制や人員ではできない結果となってしまうことが明確です。そのため相談支援連絡会では、門真市において相談支援事業所が増えたことによるメリットを有効に活用しつつ、相談支援連絡会にて建設的な話し合いを行い、どのようなサービス担当者会議が必要であるが、且つどのようなサービス担当者会議であれば、



現相談支援体制でも開催可能なのか等をすり合わせする検討を令和元年度に向けて行っていく予定です。実際の開催には相談支援体制の強化はもちろん、行政とサービス提供事業所の多大な協力が不可欠であり、これらの理解を得るための調整に当センターは更なる連携力を求められると考えています。

あと、これまで計画相談では相談支援専門員が担当できる件数の上限を定められていませんでしたが、厚生労働省が新たに上限を定め、相談支援専門員の件数上限が月の35件となりました。ただ介護保険のように35人ではなく、35件という部分に数字の解釈の違いがあります。介護保険では実人数で35人となっていますが、計画相談では月の上限が35件のため35回の計画作成もしくはモニタリングが行うことが可能で、それを超えると減算の対象となります。この同じ35という数字であっても、人と件で大きな違いがあり、月35件の対象者全員が6ヶ月モニタリング頻度の場合には1名の相談支援専門員が担当できる実人数上限が210名となります。全員3ヶ月モニタリングの場合でも105名が上限となっており、現状のモニタリング頻度で厚生労働省が示している上限35件を実人数で表すと、門真市で問題視されている一人の相談支援専門員が担当する人数を大きく超える数字となっています。この厚生労働省が定めた上限数105名～210名を担当できてしまう相談支援専門員へ求められている業務の幅が広くあいまいとなっており、受け持ち件数次第で各相談支援専門員の対応に差が発生してしまっていることが、利用者間での不公平が発生し、相談支援専門員への不満の原因の一つになっています。

門真市の相談支援専門員が行うべき基本業務を明確にすることで、全相談支援専門員の基本の相談支援力の底上げを行なうと共に、門真市における相談支援専門員の基本業務の統一による不公平の是正が必要と相談支援連絡会では考えています。基本業務外の支援の有無は、各相談支援専門員の差ではなく、相談支援事業所独自のサービスの差であり、利用者が相談支援事業所を選ぶ上での材料となりますが、基本業務の部分は門真市の相談支援専門員において差がない体制を構築するために、相談支援専門員が基本実施すべき業務を明確にしていく作業を令和元年度に相談支援連絡会にて取り組むこと予定しています。改善できていない問題点として、計画相談は中立性が求められているものの、事業としての中立を確保する上で必要な採算が全く見込めていない点が上げられます。平成30年度の報酬改定にて加算報酬の新設により、厚生労働省は加算を多く盛り込んだことで、基本報酬を減少させた分以上に加算の収入が見込め、相談支援事業所の採算が可能となると説明がなされていますが、平成30年度の門真市の現状を見た限りでは計画相談の制度としての脆弱性はほとんど改善されていない状況となっています。原因は特定事業所加算など報酬加算条件のハードルが非常に高く、門真市のほとんどの相談支援事業所が加算を活用できていないことが考えられます。加えて令和元年度に計画相談の基本報酬が減額されるため、各相談支援事業所の収支が不安定となり体制が悪化すると指摘がされています。現状では専従の相談支援専門員を配置し、事業所として十分な中立性を確保しつつ採算を見込めるためには、一人の相談支援専門員が100名以上の担当を受け持つ必要があります。この100名以上という数字は、お手元にある門真市の第5期の障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画に記載されているモニタリング頻度を平均した報酬で試算しています。

しかし実際の利用者からの声は、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画作成時のアンケート調査にて、「相談支援事業所職員が担当されている人数が多く、一人ひとりの生活支援に対応できていない。」「限られた人数の相談支援専門員に多くを担当していただくよりも、保護者の養育力不足などによりサービスを必要とする障がい児者にきちんと対応するべき。」「モニタリングの対応は、本人の生活をきちんと把握もせず、利用計画を書かれている。」等と意見が出されています。

一人ひとりの生活支援に対応するためには、相談支援専門員が担当する計画相談数を少なくする必要があると行政、相談支援専門員、利用者など計画相談に関わるすべての人間が気付いています。しかしそれを実践すると事業として採算が全く見込めず、相談支援事業そのものの継続が出来ません。現時点での担当件数の場合でも相談支援事業を実施する法人の奉仕的な事業運営への理解がなければ、現状維持も困難な状況となっています。

この現状の中、門真市において奉仕的な事業運営状況を理解しつつも、相談支援事業所が増加していることは実施事業所の意識の高さの表れであり、近隣市では相談支援事業所が増えず、計画相談を作成してくれる相談支援専門員を利用者や保護者が探して回らないといけない状況がある中で、門真市では平成30年度以降に新規開設する相談支援事業所数が増加している点は高く評価すべきと考えています。

先ほど説明しました実際の利用者からの声にあるような現状を改善し、障がい児者が「計画相談のサービスを利用して良かった。」「相談してよかった。」と感じられる体制を構築するため、今後は行政に対して計画相談の課題を意見具申していくことや、相談支援連絡会において制度の変化に各相談支援事業所が対応できるための情報共有、相談支援専門員の相談スキル向上を目的とした事例検討、報酬加算の活用方法などの検討、新規相談支援事業所開設の必要性の発信などを令和元年度に当センターが担う必要があると考えています。

以上が相談支援全体の総括の報告となっています。

会 長： はい、ありがとうございました。

ただ今の報告に関しまして、委員の皆様、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

C委員： よろしいでしょうか。先ほどえーの西川さんの報告の中で、就労継続支援事業の事業所の数が近年門真市内で沢山増えてという報告があって、法律で言えば、障がい者が自立した生活をするという事でいえば、就労する機会の場所が増えるということは良いことだと思うのですが、一方で課題も提起されており、就労継続支援事業所での工賃に関するトラブルがあるかと思われているですけれども、就労継続支援A型の事業所であれば雇用契約をして就労する。就労継続支援B型であれば雇用契約をしない形で働くと言うとで、僕のイメージでは就労継続支援A型に行けば就労賃金が貰えるというイメージで働いている障がい者が多い。それは力が高い障がい者が就労継続支援A型に行かれて、就労継続支援B型は訓練などが必要な方が行かれる。

ただ就労継続支援A型でも届出を出せば最低賃金の除外ができてしまうことで、

もしかすれば働く障がい者やご家族が、就労継続支援A型であれば最低賃金が保障された賃金が貰えると思って勤めたのに、適切な賃金がもらえないといったトラブルがあると思われるのですが、そのような問題が発生したときにどの機関やどのようなところがマネジメントするべきなのか。その場合に就労継続支援A型に登録される際に正しく説明されているか。それらのことがパッと見て分かるようなパンフレットなど明記されているかなどを情報提供いただければと思います。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

はい、ただいまC委員からご質問のあった就労継続支援A型の最低賃金に関する問題についてです。門真市においても就労継続支援A型の最低賃金を下回り給与を支給している事例はあります。ただこれらの最低賃金を下回っての支給は事業所と利用者様（労働者）に2者で賃金を決定しているわけではなく、労働基準監督署が間に入り利用者様の作業能力に適した時給金額の決定を行い、その提示された時給額を利用者様が承諾して初めて最低賃金の除外申請が認められ、その決められた時給で雇用される形となっています。

最低賃金を下回っての就労はお互いが理解された上での雇用になります。その賃金が納得できない場合は、再度就労先を変えるなど検討する形となります。再度就労継続支援A型での就労となるのか、一般就労となるのか、就労移行などで力をつけての一般就労や他の就労継続支援A型へ再チャレンジで最低賃金が保証されているところで働くことを目指すのかといった内容を相談支援専門員へ相談してもらっています。相談内容によっては北河内西就業・生活支援センターわーくぷらすを活用しつつ、利用者のニーズに合わせた支援を門真市の中では行なっています。

C委員：ありがとうございます。

会 長：よろしいでしょうか。

最低賃金の除外申請を行なっている事業所はかなりあるのですか。パーセントでいうとどれ位になるのでしょうか。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

詳細な情報は掴んでいませんが、各施設で除外申請を受けている利用者からのお話は聞いていますので、門真市において最低賃金の除外申請が実施されていることは確かです。すみませんが、何件かという正しい数字はつかめていません。

会 長：最低賃金の除外申請に受理される条件とは、どのような条件になるのですか。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

条件は労働基準監督署が入って頂いて、実際に利用者様の作業能力を見た上で、労働基準監督署が利用者様の実際の労働力に対する賃金を決定しますので、最低賃金の除外申請が認められるかは、労働基準監督署の訪問による調査による判断となります。

会 長： はい、わかりました。他、ございませんでしょうか。

指定特定相談支援事業所がかなり増えているということは、この辺りの近隣市の状況からすると、かなり珍しい状況で、よく増えているなあと感じているのですが、PRなど掘りおこしされた結果だとは思いますが、立ち上げたのは良いが、状況が悪いので相談支援事業を辞めますと言ったことにならないよう頑張ってもら

わないとしんどいと思うので、そのあたりを宜しくお願ひしたいのですが、報酬改定があつて報酬加算の種類がかなりの数あると思うのですが、それらの報酬加算を組み込んでいっても全体の報酬のダウンした部分はカバーしきれない状況ですか。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

はい、まだ平成30年度報酬改定の部分的なスタートがなされて1年で、平成31年4月からモニタリングの頻度の変更など全体の報酬改定がスタートしたため、実質は部分的なスタートした1年間での状況の報告となりますが、現状では今回の報酬改定で改善といったところには至っていない状況となっています。

会 長： はい、ありがとうございます。他、ございませんでしょうか。

K委員： はい、いつも言わせて頂いているのですが、確かに相談支援事業所が増えて嬉しいとはいえ、使う方の相談支援専門員の役割と、自分たちの子どもに対して使わせたい、サービスを使いたい親のニーズの、どちらが先かというところが国の本来求めている相談支援事業所の動きと違うのではないかということがよくあつて、親の方が先行してどここの事業所へ行くのでサービス等利用計画書を書いてくださいと言うような、後追いで慌ててモニタリングをされたりするのが現実で良く見聞きします。本来の相談支援事業所というのは、子どもさん今〇〇事業所に行っているけど、ここの事業所の方がいいよと言うような、違う事業所のほうが本質的に良いのではないかと、体験してみませんかとか、親が移動支援を中々見つけられないので探してもらえませんかと言った場合に探していただけたらとか、本来そこではないかというところに手が届いていないと感じています。

相談支援事業所が増えました、確かにサービスを利用する方には相談支援専門員がつきます、けども、相談支援専門員がついているからには、しっかり本来の相談支援専門員に求められている機能が働くようにしてもらいたい。機能が働くためには何が足りないのかなといつも思っているのですがけれども、自分の子どもの時はやっぱりこう書いて欲しいと言った結局私のほうが求めているものと、相談支援専門員が作成してくるサービス等利用計画とは温度差があります。

また反対に事業者側として放課後等デイサービス事業者の側に立つときには、このサービス等利用計画は大丈夫なのというような、受給者証を出すために作成したような、100人に同じ内容の計画が書けるような内容です。具体的に記載されている目標が事業に慣れると書かれているけど、慣れるといつてもその児童は何年も学校に通っているなどサービス等利用計画の中身が無いことが多くて、それでも門真市の印が押してあるサービス等利用計画のコピーしたものが来るので、どこがキチンと見るというか、中身までチェックしてもらえないと、紙はあります、印鑑も押しましたというのが門真市の現状なのかなと思います。けども本当にそれが情報を持っていない親にちゃんと情報を与えていて、その人が本当にそこに行くことが良いのかということ、きちんと事業所も見聞きした相談支援専門員の方が情報を提供してくださっているのかと非常に不安であるので、児童に関しては本当に療育ショッピングかというくらい、事業所が次ができた次ができたという、通う場所をまた変わる、また変わる、という感じで事業所を変更し、沢山の放課後等デイサービスを掛け持ちされていることがあるし、誰かに相談しましたかと言って

も、そうじゃなくて親が決めているということが多いんです。本来、本当にそれで良かったのかなという、子どもも振り回されていますし、本当に良い所がどこか分からないまま、事業所が出来ました、行かせたいです、また事業所が出来ました、行かせたいですという状況にあるのではないかと。

あと就労に関しても最初は最低賃金がもらえて3年くらい通いました、でもなんか事業所への補助金が止まるのか、今まで働いていたものが短時間の雇用に変更されたり、その短時間就労以外の時間をどこか福祉の事業所、就労継続支援B型なのか生活介護なのか、どこかへ行かせてくれないのかといった事で困っている方のことも聞きますし、最低賃金をもらっても4時間しか働けないのなら、残りの時間をどう過ごせば良いのか、退屈してしまっている方も実際にいらっしゃいます。まだまだ障がい者の暮らしをしっかりと守れるような福祉サービスの状況を、担当の相談支援専門員の方が正しくサービス等利用計画に書いているのかというところがまだまだ課題かなと思っているところです。

相談支援事業所もいろいろな方を担当しており、先に担当した方を変更することもないからということもあるからと思うのですが、門真市狭いといっても端から端まで相談支援専門員の方が自転車で走り回っていることが見受けられますので、どこかのタイミングで同じサービス提供事業所の利用者3～4人で相談支援専門員の担当をまとめることが出来れば、相談支援専門員が1人の利用者のモニタリングをするときに他の利用者の様子も見れますし、そのような地区割制を検討するなど、どこかでしっかりとした改革を持って、走り回ることをより少なく、移動時間が非常にかかっているとも聞きますし、今後考えていく機会を持たれてはどうかと思います。以上です。

会 長：はい、よろしいですか。

E委員：はい。

会 長：はい、どうぞ。

E委員： 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員からサービス利用している施設の変更を言うことはできないと思います。本人ないし、保護者からの相談があった場合は相談に対応できます。先ほど話があったように指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と委託相談支援事業所が役割を明確にする線引きをする。そして連携することが必要だと思います。ですから指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は変更を自ら言うことはできないと思います。相談があれば考えることはできるが、基本的にはできないかなと思うのですが。どうでしょうか。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

はい、沢山意見がありましたので、まずは一つずつ。サービス等利用計画の内容の部分です。K委員がおっしゃるようにサービス等利用計画の内容の部分で一部の相談支援専門員にお話にあったような問題があると聞いています。ただ門真市の相談支援専門員全体がそのような状態になっているのではなく、一部の相談支援専門員に問題があると聞いています。その問題となっている一部の相談支援専門員の質を引き上げていくことが必要であり、先ほどの報告で説明させていただいたように、相談支援専門員の受け持ち人数を減らしていくことや、相談支援専門員の基本業務のライン決めを行なうことで利用者間での不公平を改善し、各相談支援専門員の対

応に差が発生しない体制づくりを令和元年度に相談支援連絡会にて取り組むことを予定しており、K委員のご質問にあった問題の改善となると考えています。

続いて、事業所の選択や事業所変更に関する質問についてですね。先ほどのえーの報告にありました通り、相談支援専門員のアセスメント力と、事業所の詳細な情報を把握していける力が必要と報告させていただきました。E委員からのご意見があったように一番初めに利用する事業所を本人が選択する際に、相談支援専門員が選ぶことはできません。ただアドバイスをすることは出来ると思います。本人や保護者が本人特性にあった施設を選択できるように助言できればと考えています。ただE委員からのご意見があったように、相談支援専門員から現在利用している施設からの変更提案などは非常に難しいと感じています。その場合、どのような対応が適切かと考えたときにサービス担当者会議だと思っています。相談支援専門員は基本6ヶ月に1度、もしくは3ヶ月に一度のモニタリング頻度となっています。その回数で利用者の実態把握がしっかりできているのかと問われると、通所施設職員や放課後等デイサービス職員に比べると相談支援専門員が実態把握は出来ていません。これは相談支援事業の体制上仕方の無いことかと思っています。その実態把握や問題把握を行うことができるのがサービス担当者会議だと思っています。サービス担当者会議を行うことで、そのサービスの利用が適切なのか等を各サービス提供事業所の担当者同士で意見を出し合ってもらおう。特に担当職員が自身の事業所の提供しているサービスが本人特性に合っていないなどを言いにくいかもしれませんが、今後通所施設であったり放課後等デイサービスの担当職員は利用した見立てを求められます。特に放課後等デイサービスは療育機関であり、自身の事業所が提供している療育が児童の特性にマッチングできているのか、その療育によって将来像を担うことが出来るのか、ニーズを達成できるのかという部分において各事業所が評価を行い、サービス担当者会議の中で見立てを発信してもらおうことが必要と考えています。その体制が構築出来ている中でサービス担当者会議を実施して、各事業所からの見立ての報告を元に、相談支援専門員が助言や事業所変更などの提案を適切に行っていけるのではないかと思いますので、そのためにも連携力の強化、地域の福祉の底上げが必要かと考えています。

会 長：はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

G委員： Gです。相談支援専門員がどのように親御さんや本人に施設などを紹介するのかですけれども、基本的には各事業所の相談支援専門員が地域にどのような社会資源があるのかなどをちゃんと理解しているということが大事なことだと思うんです。門真市という地域にどのような事業所が何ヶ所あって、最近また何ヶ所増えたといった報告が今もあったかと思うのですが、かなり変わってきているので、それを全て把握しているのか、事業所の対象者が知的障がい者なのか、精神障がい者なのかといったところだとか、施設の特徴や内容だとかといったところで、理解しておくことが必要なんですけど、必要であっても中々難しいことで、ただ地域のアセスメントといったところは、相談支援専門員が行なうべき業務の大切なところで、いま取り組んでいらっしゃる相談支援事業所の連絡会とか部会などでこれからも取り組んでいくことが必要で、今も実施されているかと思っています。あと相談支援専門員は中

立公正の立場であるため地位的に、ここが良いとか、ここがダメだとかを言うことにはないですし、それはやってはダメだと思うのですが、客観的な情報や、あるいは担当している利用者の特性を見て、ここよりは専門的な取組みを実施しているとか、職業のレベルが高いなどでの紹介や提案を相談支援専門員がしていくことは普通なのかなと思います。それがここへ行きなさいよとか、ここはダメですよと言った良い方はないと思いますが、紹介や提案をできるのがモニタリングだと思いますので、当センターも相談支援事業を実施していますので、ここが相談支援専門員に期待されているところだと思いますし、今後の課題とも思うので、まずは地域の状況をしっかり把握するところから始めていく事が大事かなと思いました。

会長：はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

C委員： 計画相談のセルフプランについてです。大阪市などでは相談支援専門員が足りて3いないためセルフプランとなっている利用者の人数が非常に多い実態があるようですが、門真市ではセルフプランとなっている利用者数が非常に少ないと思いますが、ただ先ほどのK委員の報告にもあったように、本人または家族が望むサービスと、相談支援専門員、専門職が判断するサービスの中身が、必ずしも一致しないことはありえると思います。その場合に、本来であれば本人または家族が望むニーズと提供するサービスをマッチングして調整することが専門職としての相談支援専門員の役割だと思います。ただそれが担えていないと本人様や保護者等から不満などの声があると思いますが、実際門真市ではセルフプランが少ないというのは事業所の数が増えてきて、サービス等利用計画作成を希望する方には専門職をつけることが出来る地域だと思いますが、その中でもセルフプランを選ぶ方達のニーズがあるのか。またはセルフプランを作るといったことについても別の課題があるのかなども情報共有できればと思います。

事務局： セルフプランを望まれる方は、障がい福祉課にて相談を担当している中では、就労の分野で就労継続支援A型の事業所を利用し、ほぼ自立した生活をなさっていて、就労のサービスのみを利用しますといった方などに限られています。その方も自身からセルフプランを作ると決めて相談に来られるというよりは、就労の事業所からセルフプランどうですか、作ってみませんかなど勧められて、事業所職員と一緒に障がい福祉課窓口に来庁し、セルフプランを作ろうかなと申請される場合があります。そのような場合は、担当ケースワーカーから本人様へ正しく作成できますか。お考えできますか。相談支援事業所を紹介しなくても良いですか。など確認させて頂いてはいますけれども、本人様も事業所に言われて一緒に来ているため、本人と事業所で一緒につくりますから大丈夫ですと事業所主導で話が進められてしまっています。本人様も事業所職員が横にいるし、そう言われて来た手前があり、本人の責任で正しく作成できるのか確認が至っていない方がセルフプランをお使いになる場合があります。市内の就労継続支援A型事業所等で、門真市としっかり連携などを構築していただいている事業所で、就労継続支援A型の事業所へ就労されている利用者の生活の部分である食事がちゃんと取れているか、掃除洗濯が適切に行えているかなど確認してくださる事業所などでは、どうも利用者が困っている様子でA型事業所職員が自宅を訪問したところ、自宅がゴミであふれ返っていて、とても生

活できる環境ではないことを発見されて障がい福祉課へご相談いただく場合もあります。A型の方がある程度自立した生活を送っているであろうと聞き取りの中で判断しても、支援者が本人と一緒に自宅に行ってみないと実態の把握が難しく、実際には就労系の事業所がある程度家庭の生活支援を行なって就労を継続している場合もありますので、初めからセルフプランと言われても、その方にセルフプランが合っているのか、適切なのかなどは実際の状況を確認して見ないと解らないと思っています。

会 長： はい、ありがとうございました。

私のほうから一点、サービス担当者会議というのは、かなり大事だと思うんですね。機関同士が顔を合わせて支援の方向性を決めていくということで、どのような機関が、どのような社会資源があるかということも含めて、そういう情報が入ってくると思うのですが、そのような場は大事なかなと思うんですけれども、門真市では今後発展させていきたいということなので期待しています。

もう一つは相談支援連絡会の役割なんですけれども、先ほどにも出ていましたように、委託相談支援事業所の相談員と指定特定の相談支援専門員の役割の区別など、そのようなことを含めて相談の質を上げていく取組みが大事だと思います。そのため事例検討を開催したり、地域課題を引き出すなどに取組みが相談支援連絡会に求められている。ただ相談支援事業所がどんどん新しく参入してきているといった中、地域から求められている内容を各相談支援事業所間で共通の認識を持つことが重要で、それらを可能とする取組みが大事なかなと思うんですけれども、この相談支援連絡会は指定特定の相談支援事業所は参入しているのですか。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

門真市に拠点を置く指定特定相談支援事業所は全事業所強制会員という形で相談支援連絡会に加入していただいています。

会 長： 強制加入ですか。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

はい、強制的に加入していただいています。事業申請するときに申請の条件に相談支援連絡会への加入を条件としています。

事務局： 市の考えで申しますと、市が事業所指定を出す際に計画の質を上げるという観点、知識を持って良い計画を作成していただくためにも連絡会の中で情報共有して、門真の地域や状況をふまえた上で計画を作成していただきたいと思いますので、市が指定を出しますときに、このような連絡会がありますので、連絡会へ参加し情報共有を行い、他の相談支援専門員と連携して効率の良い計画作成ができるようお願いをしています。その条件を各相談支援事業所に了承いただいている状況です。

会 長： ますますその辺の質の向上っていうのが大事になってきますので、相談支援連絡会の役割がかなりクローズアップされていくと思いますので、その辺りを含めて頑張ってくださいと思います。宜しくお願い致します。

他、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次、議題③の平成30年度障害者虐待防止法に係る対応状況について、引き続き門真市障がい者基幹相談支援センターえーるよりご説明宜しくお願い致します。



門真市障がい者基幹相談支援センターへ :

はい、引き続き門真市障がい者虐待防止センターの報告を西川からさせていただきます。資料は戻りまして資料1-1の5ページをご覧ください。加えて資料2のフローチャート図も門真市障がい者虐待防止センターの資料となっています。報告のメインは資料1-1の5ページです。

それでは平成30年度障害者虐待防止法に係る対応状況について、ご説明させていただきます。

平成24年10月から、「障害者虐待防止法(正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)」が施行されました。

門真市では、障がいのある人の権利を守り、障がいのある人もない人も、共に安心して生活できる社会を実現することを目的に、平成24年10月より門真市障がい福祉課内に障がい者虐待防止相談窓口を設け、平成27年3月に門真市障がい者基幹相談支援センターの開所と同時に障がい者虐待防止相談窓口機能を基幹相談支援センター内に移し、門真市障がい者虐待防止センターとしてスタートしました。平成31年4月に基幹相談支援センターの移転に伴い門真市障がい者虐待防止センターも現在の場所である門真市桑才新町24-2へ移転し、現在に至っています。よく障害者虐待防止法という名前が出てきますが、正式名は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」です。障がい者虐待の防止や被虐待者の保護だけでなく、虐待を行った養護者や保護者に対して、刑罰的な対応ではなく、虐待等の結果に至った原因を検討し、原因に対して福祉サービスの利用や医療の活用などを行い、再発の防止に努めることが重点的な目的になっています。

平成30年度の虐待通報の件数、傾向等を報告させていただきます。障がい者虐待防止センターに相談があった件数が24件となっています。この24件の通報や相談があった総件数ですので、虐待の疑いとして実際に聞き取りを行った結果、虐待ケースに至らなかったケースや、中には相談者の被害的な思い込みによる通報や相談も含まれています。24件中6件が平成29年度から引き続き支援を継続しているケースで、18件が平成30年度新たに虐待の疑いとして対応を行ったケースです。24件の虐待者の内訳ですが、養護者による虐待通報の件数が15件、福祉施設従事者による虐待通報の件数が7件、使用者による虐待通報件数が1件、セルフネグレクトの件数が1件となっています。養護者による虐待通報件数の15件の中に平成29年度からの引き続きケースである6件全て含まれていますので、平成30年度に養護者による虐待通報件数が9件となっています。平成30年度に門真市として虐待認定した件数が、養護者による虐待通報件数の9件の内2件で、内容は親族からの性的虐待と、親族からの身体的虐待となっています。性的虐待のケースは、通報時に虐待者である親族宅から離れてパートナーと同棲状態にありましたが、パートナーからも身体的虐待の疑いもあったため、親族とパートナーの2名と一緒に場所に住むことがないように、他市にて新しく住居を構えたことで、移転先の他市の支援機関へ引継ぎを行い、門真市としての支援は終了しています。身体的虐待のケースは、虐待者が世帯主で、その住居から本人が離れることを拒否しているため、現在も支援と介入が継続しています。虐待者にも支援が必要なケースだったため介護保険の支援機関にも協力を依頼し、これまで無関心だった他の親族にも支援の協力の約束を取り付け、

現在も継続的に見守りを続けています。福祉施設従事者による虐待の件数が7件中1件で、グループホームに入居している方の世話人による心理的虐待となっています。門真市障がい福祉課職員と当センター職員で対象グループホームを訪問し、その訪問時に広域指導課職員に同席を依頼し、聞き取りを行いました。聞き取った内容に虐待と取れる言葉かけ等がみられたため、世話人の配置換え、世話人の指導教育の徹底、報告書等の提出を広域指導課が事業所に対して改善等を求めています。この虐待が直接的な理由ではありませんが、本人はその後住んでいたグループホームを変更し、現在は別法人のグループホームで生活しています。

使用者による虐待の件数が1件となっています。このケースは認定に至ったものの、当センターが介入した時点で、傷害事件として警察が既に介入していました。企業として被虐待者の本人への謝罪等の対応があり、虐待者は勤務地の変更がなされるなど改善に取り組んでいくことが成されていたため、虐待対応ではなく事件に対する補償問題等が必要となり、弁護士等による支援が優先でした。この虐待認定された4件以外の20件についてですが、これらのケースの多くは虐待認定に至らなかったものの、生活する上で何らかの問題があり、本人または周りの方が虐待通報として対応を求めたケースとなっています。そのため、ほとんどのケースに当センターが介入し、継続できる支援機関に引継ぐなどして、地域にて見守りや支援体制を構築しています。通報・相談内容は心理的虐待通報が一番多く、経済的虐待通報、身体的虐待通報、性的虐待通報の順となっています。

虐待認定に至らなかった20件中の13件が養護者からの虐待通報となっています。具体的な傾向としましては、門真市は経済的に困窮している家庭が多く、賃金や工賃、障がい基礎年金が本人のために使われずに、家族の生活費となっているケースが見られます。世帯が困窮しているため本人の権利を主張するだけでは問題の原因が解決できないため、世帯が安定して生活できるように世帯の支援に関わり、少しでも本人のために使われるように介入しています。

それ以外では障がい者への養護者の関わり方に不適切な対応があるケースです。内容は必要以上に過干渉となり、養護者による外出禁止や行動制限などのルール決め、養護者の主体の意見の強要、高齢等で判断能力が低下している同居人からの注意やダメなことを伝えるために養護者からアホ、バカなどの暴言であったり、障がい者の顔や頭ではない部分を軽く叩くなど行為が見られています。このような養護者の関わりに不適切な内容があるケースでは、当センターや他の支援機関による注意や促しを継続して行っています。ただこれまでの生活の中で世帯として独自に作られてきたルールや、間違った生活習慣などを改善していくことは非常に難しく、中にはその場では改善が見られても数ヵ月後に同じ問題を繰り返しとなっている事が見受けられます。繰り返し不適切な行為が続くことで、障がい者と養護者の分離目的の避難など虐待の認定となる場合があります。養護者による不適切な行為があるものの、障がい者と養護者が何らかな共依存の関係にあり、障がい者からも被害的な訴えがあった場合でも、養護者との喧嘩の後などの一時的な感情によるもので、被虐待者の訴えが二転三転する場合があります。実際に支援者等の介入で、入院・入所等で養護者から離れ、避難中に自宅とは別に生活できる環境を設定する支援等を調整するも、本人から拒否され養護者等のもとへ戻るケースが複数ありました。

当センターとして分離のタイミングの難しさを感じています。

このような場合、生活の中で世帯として独自に作られてきたルールや間違っただ生活習慣など虐待につながる要因として、これらを改善していくこと目的に支援を行っています。間違っただ生活習慣であっても、一般常識的にズレていたとしても、戻ることを選定したことは本人の意思であり、一般常識や支援者目線だけで物事を捉えすぎること本人から支援者の関わりを拒否され介入が困難となったケースもあります。そのため生命の危機など緊急性が高いケースを除いて、これらのケースの場合は、支援者の措置による分離ではなく、本人の意思に基づく分離が重要となります。そのためには生活の中で世帯として、独自に作られてきたルールや間違っただ生活習慣などを正していくことが重要になり、時間は掛りますが本人や養護者に対して様々な支援や福祉サービスにて介入を行い、様々な経験をするすることで自身の権利意識、障がい福祉サービスの種類と内容、一般的な常識などを知ること、本人から親族と離れる意思が生まれる支援を各関係機関が協力して行っています。

このように障がい者虐待防止センターへ通報や相談があるケースで、養護者による問題のケースは、指導による改善や強制的な改善を求めることが難しい場合も多く、そのような場合は各関係機関が連携し、継続的な支援の中で当事者間の関係改善や、世帯の問題に対して状況改善に向けた支援を行なっています。門真市における関係機関の連携体制は非常に取れており、あん、ジェイ・エスの2つの委託相談を中心に、虐待発生後の支援について様々な機関と密な連携で、世帯の状況改善、問題の再発を未然に防ぐことができていると感じています。

虐待認定に至らなかった20件中の6件が施設従事者からの虐待通報となっています。この6件の中には、被害的な思い込みによる通報や、先ほどの基幹相談としての報告させて頂きました施設側の支援方針と利用者が求めている支援内容とがズレていることに気付かずのままサービスの利用開始となり、後に障がい特性にあった作業内容や配置・声かけが不十分で不適切な支援や対応として苦情や相談があったケースが当たります。中には門真市から事業所に対して、報告書の提出を門真市と大阪府へ行くよう指示したケースも見られています。

続きまして虐待認定に至らなかった20件中の1件がセルフネグレクトとなっています。このケースは支援者の見立てですが、依存症で入院による治療が必要な状態でありながら、本人は行政による病院への受診命令や受診干渉にも従わず入院を拒否していました。その状況の中で、福祉の関係機関が地域生活を維持するための支援を行なっていましたが、本人が地域で暮らしていくために一番重要な治療を拒否していたため、福祉の支援だけでは根本的原因の解決が見込めなかったケースとなっています。

依存症はセルフネグレクトとなる原因の一つです。依存症が精神障がい者手帳が取得できるようになりました。制度上では障がい分野での支援が可能となりました。依存症の利用者へ必要な支援は、病気の理解と治療する意思、継続した治療になります。病気の理解と治療する意思、継続した治療を受ける意思のある方は、障がい福祉サービスにより、それらを継続するサポートが可能となります。しかし適切に医療に結びつくことができていない方や、治療を継続できていない方への支援は、医療による専門的な職員がアウトリーチできる体制が必要と感じています。

門真市の傾向として、先ほどのケースに至らずとも、セルフネグレクトのケースが見られます。それらの中には何らかの依存症であるケースが多く見られています。家族で支えることが困難な世帯が多い門真にとって、医療へ繋がる事が一番大きな課題となっています。依存症の問題によるセルフネグレクトは、医療を巻き込んで検討すべき問題と当センターは考えています。

以上が平成30年度障害者虐待防止法に係る対応状況についての報告です。

会 長：はい、ありがとうございました。

ただいまの報告に関しまして、委員の皆様何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

A委員：はい。

会 長：どうぞ。

A委員： Aから質問させていただきます。僕が勉強不足のところもあるのですが、虐待防止法の対象者は、障がいの認定を受けているなど、障がい者手帳を取得されている方になるかと思うのですが、実際の通報や相談には障がい者手帳のお持ちではない方や、障がいがあるかないかも明確ではない方もおられると思います。統計を出されているので、この障がいの有無についてなどは統計に出されているのかという質問と、そのようなケースの方がネグレクトなどシリアスな問題があるかと思うのですがけれども医療や福祉に全く関わっていない市民の通報に関して、どのように対応をしているのかを詳しくお聞かせ願いたい。

事務局： 今回の報告書にあるケース件数は、障がい認定をされている方で、どのような訴えがあるかを門真市もしくは虐待防止センターで聞き取り、虐待の有無について判断しています。障がいハッキリしていない方や、手帳の取得が無い市民からの直接相談や警察から障がい福祉課へ相談があった場合などは、聞き取りを行い障がい者手帳があった場合は障がい福祉課にて対応し、障がい者手帳がなかった場合は人権女性政策課に相談させていただき対応をお願いするなど協議を行なっています。最初の相談にて障がいがない場合などでは、障がい福祉課で対応することで、障がい者として対応されたことに拒否される場合もありますので、初めは人権問題で対応し、関わりの中で障がいの認定を受けられそうな方とか、今後そのような支援が必要な方について、人権女性政策課と一緒に協議をして支援を行ない、その中で障がい認定をされた場合は、障がい福祉課にて支援していくという形で対応しています。

A委員：ありがとうございます。

会 長： はい、ありがとうございます。ということは、DVなんかはどうなりますか。人権での対応になるのですか。

事務局： はい、人権女性政策課で対応をさせていただいています。

会 長： はい、他、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

K委員： すいません、24件中ですね、どこからの通報だったのか、内訳を教えてください。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

すいません、通報先のリストを持ってきておらず、正しい数字の回答ができません。

K委員： 大阪府であれば、通報先が警察の場合が断然多いです。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

はい、門真市においても警察からの通報はもちろんありましたが、警察からは—

部分になっております。相談支援事業所であったり、行政もしくはご本人、家族から入ってきているケースがほとんどになっています。

K委員： 次回からすいませんけど、通報先のリストの集計も報告に入れていただければと思います。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

はい、個別には通報先を出していますので、今後は協議会報告書に通報先のリストを付けさせていただくようにします。

K委員：お願いします。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

はい。

会 長：はい、よろしく申し上げます。他、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

H委員： 先程、報告の中で福祉施設従事者による虐待が1件あったということで、グループホームの世話人の方による心理的虐待があったというケースなんですが、支援学校に勤務している私としては、卒業生がグループホームを利用されている方もいるので、切ない話だなと思って聞かせていただいています。当然人権をとということをお大事にするという意味では、支援学校の教員もどんな施設で働いている方についても、そこに従事する方については大事なことだと思うんですが、結局いろんな聞き取りや調査をした結果、この当人さんが先程の結果の話としては、グループホームを離れたという風に聞いたように思ったんですが、当人のそのような事象に至った人についてのフォローや指導というのはどこが責任をもってやることになってるのか、しくみがあるようでしたら教えたいと思います。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

はい、事業所虐待に対する指導権限というのは大阪府であり、都道府県が実施しております。今回のケースは入居しているグループホームが他市になっております。利用するグループホームが他市の場合、利用者の援護地が門真になっておりますが、事業所への指導権限に関しては大阪府など都道府県や広域指導課になっております。実施指導の具体的な内容は、虐待を行った世話人に対して配置換え、本人が生活しているグループホームへは今後一切配置をしない約束を大阪府からグループホームへ指導徹底をしていただきました。その後、問題を改善された同グループホームでの生活を継続しておりましたが、それとはまた別件の諸事情にてグループホームから離れたということになっておりますので、ちょっと報告の仕方が曖昧すぎました。申し訳ありません。虐待の問題が関係してグループホームを離れたというわけではありません。事業所指導後からグループホームを移転するまでは、しっかり改善命令に基づいて、ご本人さんが安心して生活できる環境というのを設定できたかと考えております。

会 長：よろしいでしょうか。

H委員：つまり広域指導課はというのは、大阪府の機関であるということですね。

事務局： 広域指導課について、このグループホームがある所在地がある市が府から権限委譲がなされており、指導権限を持つ行政が複数の市町村で広域連合を形成している市となっていました。そちらの指導権限を持つ市の方と一緒に同席していただいて、事業所に対する改善指導を実施していただいております。

事務局： 今の大阪府下には、大阪府が指定を出している市町村と、事業所指定の権限を受けて市町村でやっておられる自治体とあります。今回のケースの虐待があった市は事業所指導や指定を市町村にて対応している自治体ですので、市に虐待通報が行き、その事業所に対し広域指導課が事業所指導をしているという状況になっています。門真は事業所指定をしておりませんので、大阪府の方で指定をしていただいて事業所等の指導も大阪府で実施していただいているという状況になっています。

H委員： 最後の質問です。今回、何を心配しているかというところ障がい者の方の立場に立てば、どなたでもそのグループホームの治安を詳しく聞くわけにはいかないし、背景も聞くわけにはいかないと思うのですが、そういった指導を受けた履歴があるということは、どこかが権限を持って管理をするようなシステムになっているのを感じます。利用者の立場になれば、どんな指導をしても、そういう過ちを繰り返す支援者がいるのであれば、そういった方の雇入れをしない仕組みなどが障がい分野の中で、障がい児者を守るためのシステムとしてあるのかが気になったので、この件だけ知りたと思いました。それとその指導というのは口頭による指導なのか、減給が何ヶ月あるとか、一年間働けないとか、そのようなペナルティーをどこが決めて、福祉で働いている方たちの監視できる体制があるのだらうと気になったもので聞いてみたいと思っています。

事務局： 例えば門真で市内の事業所が何か虐待という事案を起こして、それが相談として入った場合に大阪府の方に報告しますし、大阪府がその事実を確認して指導入ります。そのことについて、大阪府の指定指導の所管下においてその記録はずっと残りますし、自治体が問い合わせをした場合はそれを教えていただくこともあります。大阪府が指定指導を実施しておらず、事業所所在地の市町村が指定指導を実施している場合、こちらが利用者から相談を受けて疑問に思った事業所については、そこに問い合わせを行い、その事業所はどういう方ですかというような問い合わせをさせていただいて、その運営状況とか、注意すべき所など、これまでに指導があったか等について教えていただけるようなご協力はいただいております。

会 長： 他、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

D委員： 私は民生委員で巣から市民の方からよく相談を受けるんですけども、親御さんが再婚されて、連れ子の小さい子どもが大きくなられて性的虐待を受けた相談を受けて、保護を行い門真市外の施設に入所となった。しばらくして施設から子どもが自宅に帰って来ると再度性的虐待を繰り返したと母親から通報があった。このケースに警察の介入は無かったが、子どもは施設に再度入り、それから月日が経ち父親が亡くなり、子どもも大きくなったのですが、このようなケースも虐待の数に入っているのですか。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

このケースが今回の24件に入っているかではなく、同様のケースが虐待としてカウントされるかという質問ですね。はい、今回のような子どもが大きくなられて性的虐待を受けたケースも虐待のカウントに入ります。同様のケースであれば当センターが介入し状況次第で保護を行います。保護は当センターが行うのではなく行政が行います。

M委員： 門真市子ども発達支援センターです。今の質問に関連して、0～17才までの虐待

件数が0件となっていますが、家庭児童相談センターが把握している障がい者手帳を取得されているケースは、この集計に入ってくるのですか。

事務局：入っておりません。

M委員： 家庭児童相談センターが対応しているケースは家庭児童相談センターの件数でカウントされ、門真市虐待防止センターの集計にはカウントされていない理解で良いですか。

事務局： はい。18歳以上から65歳未満で障がいをお持ちの方を門真市虐待防止センターの集計でカウントさせていただいています。

M委員： 児童ケースで障がい者手帳を取得しており、障がい福祉課でサービス提供など関わりがある方でも、家庭児童相談センターの件数でカウントされ、門真市虐待防止センターの集計にはカウントされていない理解で良いですか。

事務局： はい。カウントされていません。

事務局： ただ支援としては児童を保護する意味では、親御さんを支援しなければ虐待が繰り返される恐れがある場合は、必要時は障がい福祉課へ連絡や相談が入り、親御さんが障がいをお持ちの場合など、何か障がい福祉課として出来ることがあれば親御さんに支援を行なうことや、児童が障がいを持っている場合は児童への支援など、そのような方策について相談があればお受けして支援しております。

会 長： その関連で質問です。高齢の障がい者が虐待をした場合、虐待者のカウントに入りますか。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

虐待者は養護者や施設、使用者などの属性だけで、虐待者である虐待を行った人の年齢による振り分けはしていません。

事務局： 障がい者が加害者として虐待をした場合のカウントはなされていません。あくまでも障がい者が虐待を受けた側、被虐待者としてのカウントになります。

会 長： はい。他、ございませんでしょうか。

G委員： 一点だけ。セルフネグレクトで虐待が1件上がっていますが、治療拒否とか支援拒否など依存症以外でも精神障がい者の方でもたまにいらっしゃいますけれども、セルフネグレクトがどのような定義になっているのか。治療拒否とか支援拒否の方の場合、どのような経緯で虐待とあがるのか。仮に治療拒否や支援拒否がセルフネグレクトとして虐待であれば、かなりの件数が上がるのではないかと思うのですが、件数に上げた理由や定義を分かれば教えてもらいたいと思います。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

はい、虐待防止センターでのセルフネグレクトの定義を明確にできていませんでした。大阪府に虐待防止センターが提出する報告書の中にもセルフネグレクトの欄はありません。セルフネグレクトの定義や報告書の欄にも無い中で、当センターがセルフネグレクトの欄まで作成して、あえて今回この一件を報告させていただいております。その理由は、このケースが当センターを含めて各関係機関が非常に連携し、治療拒否や支援拒否している本人に対して継続して関わり支援を行なったケースでは在りましたが、最終的にはお亡くなりになりました。その中で、どのように関われば良かったのかと難しさを感じてセルフネグレクトとして報告させていただきました。報告書にも記載していますが、そこまで至らなくても門真市の中には依存

症や依存症以外のケースで治療拒否や支援拒否があります。この問題は福祉だけでは解決することが出来ません。これを対応していくために医療アウトリーチと医療と福祉の連携の重要性を伝えたくて、今回は項目を作成して報告させていただきました。

会長： はい。よろしいでしょうか。そうしましたら次の議題に移ってよろしいでしょうか。それでは、議題④ 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 池尻でございます。

それでは私より、議題④ 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等についてご説明いたします。

まず、資料の訂正が2点ございます。

まず1点目ですが、資料3の4ページをご覧ください。行動援護の利用者数をまとめた上の表の数値に間違いがありましたので訂正いたします。

知的障がいのある人の30年度の実績値19人の下の対見込率ですが、116.8パーセントと標記している数値が間違っております。正しくは158.3パーセントですので、訂正をお願いいたします。

続きまして2点目ですが、10ページをご覧ください。

就労継続支援B型ですが、右に記載しておりますコメントに間違いがありました。○印の1行目、利用人数は、知的障がい・精神障がいのある人の利用人数の伸びがあり、の次に続くコメントで、「利用日数についても精神障がいのある人の利用が伸びてきている。」の部分の一部削除いたします。1行目の利用人数の伸びがあり、から次の行の「また利用日数も身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人・・・」に続き、以降はそのままのコメントとなりますので、訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

それでは資料3-1の1ページをご覧ください。

左側の上の表は、居宅介護サービスの、身体・知的・精神・児童の障がい種別ごとの利用者数の見込み量と実績値、対見込率をまとめており、その下の表は、同じく居宅介護サービスの、障がい種別ごとの利用時間数の見込み量と実績値、対見込率をまとめたものです。以降も同様にサービスの種類ごとに利用者数の見込み量や実績値、そして利用時間数または利用日数の見込み量や実績値について表にまとめています。右側に記載のコメントは、サービスの内容の説明とともに、利用者の推移、利用時間数または利用日数の推移や傾向について記載しています。そして、第5期障がい福祉計画が平成30年度から令和2年度までの計画となっておりますので、令和元年度の見込量についても参考として記載しております。特に、利用ニーズの高いサービスについて、また見込み量に対して増減の見られるサービスについて、コメントを記載していますので、コメントの記載のある部分を中心に説明いたします。

まず、＜居宅介護＞です。

○身体障がいのある人の利用人数は減少傾向であったため、30年度の利用人数の見



込量も減少としていましたが、実績値は増加し令和元年度・2年度の見込量も上回りました。利用時間数は増加しており、月平均では1人当たり約22.4時間であり微増しています。

○知的障がいのある人の利用人数の実績値は見込量を上回っており、令和元年度・2年度の見込量も上回っています。利用時間数は増加しており、月平均では1人当たり約10.4時間であり微増しています。

○精神障がいのある人の利用人数は増減しており、利用時間数は月平均では1人当たり約8.0時間となっており、若干減っています。

○児童の利用人数は見込数を下回り年々減少していますが、利用時間数は、月平均では1人当たり14.0時間であり、これまでと違い見込量を大きく上回っています。

○第5期障がい福祉計画では、利用者は微増すると見込んでいましたが、身体障がい・知的障がいでは第5期計画の見込量を上回る増加となっており、精神障がいのある人では結果的に横ばい、児童は利用時間数の伸びが大きく見られました。児童の利用時間数の伸びの傾向としては、医ケアの必要な重心の児童の利用や保護者の就労に伴うものであり、今後も利用時間は伸びるものと考えられます。

次に、2ページをご覧ください。

#### ＜重度訪問介護＞です。

○身体障がいのある人の利用人数は、平成30年度には1.5倍になっており、増加が著しくなっています。利用時間数は1人当たり96.2時間であり、見込量を同じく1.5倍近く上回っています。第5期計画でも時間数の増加を見込んでいますが、すでに見込量を上回っています。

次に、3ページをご覧ください。

#### ＜同行援護＞です。

○利用人数は児童は減少傾向で推移しています。身体障がいのある人は見込み量以上に増加しています。利用時間数も児童は減少傾向で推移しており、30年度は0になっています。身体障がいのある人の場合、1人当たり18.9時間であり、見込量を上回っています。第5期計画では利用人数・利用時間数ともに見込量は増加すると考えています。

次に4ページをご覧ください。

#### ＜行動援護＞です。

○知的障がいのある人の利用人数は、見込み量以上に増加しており、約1.5倍となっています。利用時間数は、見込量に比べて約1.2倍となっています。第5期計画では、見込量を大幅に増加していますが、すでに見込量を上回る実績時間となっています。

次に、5ページをご覧ください。

#### ＜生活介護＞です。

○身体障がいのある人の利用人数は、ほぼ見込量と同じで横ばいであり、利用日数は見込量を下回っているものの、同じく横ばいとなっています。

○知的障がいのある人の利用人数・利用日数に見込み以上の伸びがありましたが、徐々に実績値が利用人数・利用日数の見込量に近づいてきています。

○精神障がいのある人の利用人数は、見込み数に比べ約1.5倍近くになっており、利

用日数も1人当たり9.1日になっており、伸びが著しくなっています。日中活動の場と共に入浴が困難な方の利用の増加が要因となっています。

次に6ページをご覧ください。

＜短期入所＞です。

○知的障がいのある人の利用人数は増減していますが、利用日数の増加が著しくなっています。平成30年度の地域生活支援拠点の開設が延期になり、31年4月に開設したことから、今後の利用人数と利用日数の伸びはさらに著しくなることが考えられます。

○児童の利用人数・利用日数ともに横ばいから微増の状況です。

次に8ページをご覧ください。

＜就労移行支援＞です。

○利用人数は、知的障がい・精神障がいのある人いずれも見込量より多くなっており、すでに第5期計画の利用人数の見込量を上回っています。利用日数は、見込量ほどの日数の伸びは見られません。いずれも1人当たりの利用日数が10日を下回っていることが原因と考えられます。

次に、9ページをご覧ください。

＜就労継続支援A型＞です。

○利用人数は、身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人いずれも見込み量より多く、また増加しています。第5期計画の見込み量を上回る伸びがあります。利用日数も、身体障がい・知的障がいのある人の利用日数の増加が顕著であるため、今後も伸びることが考えられる。

次に、10ページをご覧ください。

＜就労継続支援B型＞です。

○利用人数は、知的障がい・精神障がいのある人の利用人数の伸びがあり、また利用日数も、身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人いずれも利用日数が横ばいあるいは伸びてきており、今後も利用日数が伸びることが考えられる。

次に、11ページをご覧ください。

＜共同生活援助＞、いわゆるグループホームです。

○利用人数は、知的障がい・精神障がいのある人の利用人数は伸びており、第5期計画の見込量をすでに上回っている。今後も、H31年4月開設の地域生活支援拠点での利用を考慮すると利用人数は今後もさらに増加することが考えられます。

次に、12ページをご覧ください。

＜計画相談支援＞です。

○利用人数は、身体・知的・精神障がいのある人の利用が大きく増加しています。第5期計画においても、サービス等利用計画の作成・モニタリングの頻度等について見直しを行いながら、計画相談支援の利用が進むように取り組んでいくため、かなり大きく利用見込み量を設定していましたが、増減している児童を除き第5期の見込量をすでに上回っています。全体でみる伸びも大きく、計画相談支援事業所が新規開設されても依然として相談支援専門員が不足する要因となっています。

次に、14ページをご覧ください。

＜移動支援事業＞です。

○利用者数は、身体障がいのある人は約 1.5 倍の伸びがあり、知的障がいのある人、障がいのある児童は利用者数が減少しています。また、利用時間数についても同様の傾向が見られており、身体障がいのある人に関しては、65 歳以上の介護保険との併用での利用者や重度障がい者の利用が増加していることもあり、時間数が約 2 倍に増加しています。サービスの利用に関しては、ヘルパー不足の問題もあり、利用できないことも考えられるため、今後は支援の空白の時間をヘルパー利用で埋めるのではなく、必要時、他の施策、サービスの提供の検討も必要かと思われます。

次に、15 ページをご覧ください。

**<児童発達支援・医療型児童発達支援>**です。

○利用者数については、見込量の約 1.2 倍に増えていますが、利用日数は見込量を下回っています。これは、毎日児童発達支援のみを利用している児童より、週に数日保育所、幼稚園を半日利用し、その後児童発達支援を利用する児童が増えていることによるものです。

次に、16 ページをご覧ください。

**<放課後等デイサービス>**です。

○放課後等デイサービスの利用者数はほぼ見込み通りとなっており、利用時間については、平成 28 年度より緩やかに増加しています。今後の利用者数及び利用日数については、支援学校の児童がほぼ利用している現状と支援学級の在籍数の増加に伴い利用者数の伸びを見込んでいます。

次に、その下の表をご覧ください。

**<保育所等訪問支援>**です。

○このサービスは、市内では市立こども発達支援センターのみで実施しているため、利用者数の伸びは限られています。しかし、継続利用を希望する利用者が多く、新規利用者への提供を優先する必要があることから、平成 30 年度に市立こども発達支援センターより継続利用希望者への必要性の再検討を行ったため、平成 29 年度よりも減少しました。

次に、17 ページをご覧ください。

**<障がい児相談支援>**です。

○このサービスは、児童発達支援・放課後等デイサービス等のサービスを利用する場合に、作成するサービス等利用計画であるため、平成 28 年度には計画作成を推進したことに伴い、利用者数は著しい伸びを示し見込量を上回っています。今後も新規利用者を含めたサービス等利用計画の作成を継続して推進していくため、利用者数の伸びを見込んでいます。

その下をご覧ください。

**<医療的ケアが必要な子どものためのコーディネーターの配置>**についてです。

○令和 2 年度の配置を目指しておりますが、現在、大阪府の研修を受講できるのは配置することが決まっている人材のみとなっているため、今後予算措置も含めた検討が必要であることも踏まえ困難な状況となっています。

次に、【第 5 期障がい福祉計画における成果目標】としまして、

(1)施設入所者の地域生活への移行についてですが、

○目標値令和 2 年度末に 7 人のところ、平成 28 年度末の入所者数 78 人からグルー

プホーム等へ移行した人数は現在のところ1人です。また、施設入所者の削減見込数につきましては、目標値令和2年度末に7人のところ、削減見込数は2人となっています。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築につきましては、目標として、令和2年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置としており、本市の取組につきましては、本協議会の部会である「門真市地域移行・地域定着支援会議」を活用し、新たに医療機関を構成員に加えるなどの調整を図り設置を目指してまいります。

大阪府、守口市門真市の圏域での会議の動向を注視しつつ、門真市第7期高齢者保健福祉計画とも連携し、市民誰もが安心して暮らせる支援体制の構築をめざしていきます。

(3)地域生活支援拠点等の整備についてですが、目標として、令和2年度末までに1カ所整備を目指しておりました。

本市の取組としましては、平成31年4月1日に設置しております、多機能拠点整備型のグループホーム7床、ショートステイ3床で1・2階に男女それぞれのフロアに分かれて実施をしております。グループホームは、日中活動支援型で実施しており、本協議会で運営についての評価を実施する予定としております。

次に、【第1期障がい児福祉計画における成果目標】としまして、

(1)児童発達支援センターの整備につきましては、すでに設置しておりますので、一層の充実を図ってまいります。

(2)保育所等訪問支援の実施につきましても、すでにこども発達支援センターで実施しておりますので、今後一層の充実を図ってまいります。

(3)児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置につきましては、令和2年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援を1カ所、放課後等デイサービスを2カ所設置することを目標としておまして、すでに、児童発達支援はこども発達支援センターで実施、放課後等デイサービスは1カ所で実施していますが、もう1カ所の開設を目指しております。

次に(4)保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置につきましては、すでに本協議会の部会である児童専門会議を活用し、平成29年度から協議の場を設置しておりますので、さらに一層の充実を図っていく予定としております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

会 長： はい、ありがとうございました。ただいまの報告に関しまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

A委員： 医療的ケアが必要な子どものためのコーディネーターの配置とされているんですが、これはどこに配置をするというものなんですか。

事務局： 市がどこに設置するかを検討してコーディネーターを設置するんですが、どこに置くかを指定されたものではないです。市内に医療的ケアのコーディネーターが出来る方を設置することとされています。

A委員： 障がい福祉課なり子育て支援課なりではなく、その他の関係機関と今は考えてい

るということでしょうか。

事務局： そうですね。他の機関に設置するということも可能性としてありますし、前回の協議会では、訪問看護協会さんへご相談できるかどうかということもご意見をいただいで検討をしていたところです。ただ、お話をする機会はありませんでしたが、大阪府さんが目指す研修を受けられる方としては、かなり限定された対象になりましたので、そこまでの準備ができず、今は、本市では話が進められていない状況です。

H委員： 一番最後に説明をいただきました、(4)保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置というのは、次年度の末までに重心の子たちを加えた協議の場を設置するということですか。具体的には来年度ということになると思うんですが。具体的に何か構想がおありでしたら教えて下さい。

事務局： 第1期障がい児福祉計画の中では、令和2年度末までにという目標を設定して取り組んでおりましたが、それはもう大阪府との協議の中で令和2年度までにこの目標になっていたんですが、門真市では児童専門会議という協議会の中の部会がございまして、そこで医療的ケアが必要なお子さんの協議もしていただけるということで、事務局はこども発達支援センターが担ってくださっていますけれども、今後はさらにいろいろなケースを取り扱って協議してもらえる場に、充実していただく方向で考えております。

会 長： 医療的ケアのコーディネーターと協議の場なんですけども、これはかなり連動しているのではと思うんですが、協議の場は協議会の部会を充てると考えているんですね。そうすると、コーディネーターのことも関わってきますので、訪問看護師さんとか訪問看護ステーションにお願いするとなれば、医療は当然必要とは思いますが、協議会関係で言うと、例えば枚方市さんがすでに設置されていますね。基幹相談に配置されている。私が関わっている大東市も基幹相談が9月から始まる研修にも参加してコーディネーターに充てていくことになっています。北河内の状況についてももう少し調べられた方がいいのではと、というのはこの事業は、昨年度までは、2次医療圏の中でネットワークを作っていましたね。このネットワークを今度は市町村に落とし込んでいくんですね。そうすると、当然市町村のネットワークと2次医療圏のネットワークと関わってきますね。他市のネットワークとの連携も当然出てきますのでね、そこに異質なものを作ってしまうとネットワークが作りにくいかなという感じもしますよね。他市の状況も見ながら整備された方がいいのではと思いますね。

事務局： ありがとうございます。

会 長： 他にございませんでしょうか。ないようですので、次の議題にいきたいと思います。

それでは、議題⑤門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に係るアンケートの実施内容について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 馬屋原でございます。

それでは、私より、議題5、門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定に係るアンケートの実施内容について、ご

説明させていただきます。

資料4をご覧ください

「1. アンケート調査の実施」についてであります。

現行の計画であります「門真市第3次障がい者計画」及び「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」がともに令和2年（2020）年度で終了することから、次期計画として、門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定します。

計画期間としましては、門真市第4次障がい者計画が令和3（2021）年度から令和8（2026）年度、門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画が令和3（2021）年度から令和5（2023）年度となっております。

計画の策定にあたり、今年度の業務としましては、計画の策定を支援する委託業者の選定及びアンケート調査の実施を予定しております。また、アンケート調査の目的としましては、障がいのある方及びご家族等の現状をより反映した計画の見直し、策定を行うため、該当する市民、各団体、事業所を対象にアンケートを実施するものです。

調査の概要としましては、3種類のアンケートを予定しております。

1つめが市民を対象とするもので、障がい者及び障がい児の保護者3,000人を予定しております。障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に反映させるものです。

調査対象としましては、表に記載のとおり、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの18歳未満の障がい児及び保護者と18歳以上64歳以下の障がいのある方を対象に、障がい種別の割合に応じて実施する予定としております。

調査方法は、郵送により配布・回収を行い、調査項目は、参考に①から⑯の前回計画策定前の項目を載せております。

2つめが市内の障がい児者団体、5団体を対象とするもので、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に反映させるものです。

調査方法は、メールまたは郵送により配布・回収を行う予定としており、調査項目は参考に、障がい者計画は①②、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画は①から⑦の前回計画策定前の項目を載せております。

3つめが障がい福祉サービス提供事業者・障がい児通所支援事業所、約110事業所を対象とするもので、本市及び近隣市の障がい福祉サービス提供事業者・障がい児通所支援事業所を予定しております。障がい福祉計画・障がい児福祉計画に反映させるものです。

調査方法は、メールまたはFAXにより配布・回収を行う予定としており、調査項目は参考に、①から⑤の前回計画策定前の項目を載せております。

アンケート項目の追加のご意見等ありましたら、後程聞かせていただければと思います。

続きまして、「2 門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定支援業務委託仕様書(案)<抜粋>」をご覧ください。

本仕様書(案)は、計画策定を支援する委託業者を選定する際に使用するもので、

その抜粋を記載しております。

(1)計画策定支援業務の目的ですが、本市では、平成10年度に「門真市障害者計画」を施行以降、平成20年度に「門真市第2次障害者計画」を施行し、障害者基本法の一部改正や障害者虐待防止法、障害者差別解消法の施行など制度改革の理念や方向性を反映させ、これまでの計画の成果と課題を踏まえた「門真市第3次障がい者計画」を平成27年度に施行し、障がい者施策を一層充実させる取組を進めているところであります。

また、障がい福祉サービスにおいては、障がいのある人が年齢や障がいの種別等に関わりなく、一人ひとりの自立を支援し、身近な地域で必要なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるよう平成30年度に「門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を施行し、サービスの整備を計画的に進めているところであります。

令和3年度に両計画を施行するにあたり、障がい者施策等を取り巻く状況や環境の変化を把握しながら現行の計画の評価や、アンケート調査及び分析等を踏まえ、本市における障がい児・者施策の実情や将来展望に適した独自性のある計画内容とするため業務委託の実施を予定しております。

次に、(2)主な業務内容としましては、計画策定にあたり、国・府の動向及び本市施策の状況・課題等の把握、アンケート調査結果報告書の作成、計画素案及び計画書等の作成及び印刷製本、パブリックコメントに関する支援等を行う予定としております。

続きまして、「3.計画策定に向けた今後の予定」についてであります。今年度の業務としましては、8月に計画策定業者を公募型プロポーザル方式で募集し、10月に業者決定、先ほど説明しました3種類のアンケート調査を11月に実施する予定としております。

また、来年度の業務としましては、計画骨子案、計画素案等の作成、パブリックコメントの実施、計画策定業者も協議会へ出席し、説明、意見集約等を実施する予定としております。

門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定に係るアンケートの実施内容については、以上でございます。

会 長： ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。  
よろしいでしょうか。

それでは、議題⑥、障害者優先調達推進法に係る平成30年度の取組状況について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 馬屋原でございます。

それでは、私より、議題⑥、障害者優先調達推進法に係る平成30年度の取組状況について、ご説明させていただきます。

障害者優先調達推進法につきましては、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を図るため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障がい者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを目的としまして、平成25年4月1日に施行されております。

平成 30 年度の調達実績につきましては、資料 5-1 の通り、物品については、庁内 5 課から市内 3 施設に対し、エコバック、多言語啓発冊子、ゴミ袋等の発注を行った結果、物品は 2,254,854 円、役務は街並み美化推進業務として 2,486,400 円の実績を上げております。

また、平成 25 年の法施行からの目標と実績につきましては、資料 5-2 のとおりとなっております。物品におきましては、少し目標を下回りましたが、初めて役務におきまして市内全域での違法屋外広告物簡易除却及び清掃活動を発注し、実績を上げることができました。

なお、障害者優先調達推進法第 6 条におきまして、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成が義務づけられておりますことから、資料 5-3 のとおり、令和元年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を令和元年 5 月 30 日に制定し、5 月 30 日より市 H P にて公表を行っております。

元年度につきましても、前年度実績を上回る調達目標として、物品は 506 万円、役務は 315 万円と設定しており、物品につきましては、現時点におきまして、文化・自治振興課にて、ポケットティッシュ、迷惑電話防止機器チラシ、危機管理課にて、アルファ化米、缶入りパン等の災害用備蓄物資の発注等、役務につきましては、環境政策課にて市内全域での違法屋外広告物簡易除却及び清掃活動、文化・自治振興課において消費生活センター清掃業務が予定されております。

今後につきましても、元年度の調達目標の達成に向けまして、障がい者就労施設等と一層連携を密にするとともに、庁内における制度趣旨の周知徹底を図り、全庁的に物品等の発注拡大に取り組んでいきたいと考えております。

障害者優先調達推進法に係る平成 30 年度の取組状況についての説明は、以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございました。

ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。  
よろしいでしょうか。

では、最後に、議題⑦平成 30 年度門真市障がい者地域協議会部会開催実績について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 池尻でございます。

それでは私より、議題⑦平成 30 年度門真市障がい者地域協議会部会の開催実績についてご説明いたします。

資料 6 をご覧ください。

本市には、本協議会をはじめ、サブ協議会、サブ協議会を取り巻く 7 つの部会があり、それぞれに年度ごとにテーマを決めて会議を開催しております。会議ごとに開催時期、開催回数も異なっており、毎月あるいは 2 か月に 1 回程度の開催が多く、会議テーマが多岐にわたる部会では、年 20 回になる部会もあります。各部会の会議テーマと今後の課題、会議参画機関につきましては、資料をご覧ください。

これらの部会を開催している中で、平成 30 年度の本協議会部会での特徴的な活動内容としましては、兼ねてより進めてまいりました当事者団体の部会への参画について、7 つの部会の内、地域移行専門部会及び障がい者差別解消専門部会の 2 つの専門部会に参画を希望されるすべての当事者団体の参画を進めていきました。こ



れにより協議会内で指摘されていた支援者の目線での地域課題の抽出だけでなく、当事者目線での地域課題の抽出が可能となり、当事者の意見を直接専門部会の検討に反映できるようになってきております。今後も地域移行部会及び障がい者差別解消専門部会を開催していく中で、より一層、当事者の意見を踏まえた議論ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、障がい者に対する理解促進の取組としまして、これまで精神障がい者の当事者団体である門真クラブが、社会福祉協議会主催の理解促進事業に協力し、毎年門真市内の2か所の小学校区の校区福祉委員を対象に精神障がい者の理解促進のための「精神障がい者当事者の体験談、市内の障がい者支援施設・関係機関の紹介、当事者との喫茶交流会」等を実施されておりました。

平成30年度は、精神保健専門部会として、「門真市地域福祉連絡会、門真なみはや高校、門真市民生委員児童委員協議会、ボランティア連絡会」において、同様に理解促進の研修を実施され、精神障がい者に対する理解促進の取組が広がっております。

その他の障がい者の理解促進の取組としまして、本市では毎年12月3日～9日までの障がい者週間に京阪古川橋駅前周辺等で、街頭キャンペーンを実施しておりますが、本協議会においても理解促進の取組が不十分であるのご意見をいただいていることから、障がい者差別解消専門部会では、当事者団体のご意見を入れた街頭キャンペーンの内容の見直しを図り、当事者による演奏会や障がい者の就労支援事業所が作成した自主製品の販売、清掃活動等による当事者参加のもと、充実したキャンペーンを実施することができております。

今後につきましても、さらに障がい者の理解促進が図られるよう、さまざまな障がいに関する理解促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

会 長： はい、ありがとうございました。

ただいまの報告に関しまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

H委員： 児童専門部会の中で、医療的ケア児の支援についてのお話がされているということでしたので、門真市の医ケアのお子さんは交野支援学校に通われていると思いますので、大阪府立交野支援学校に参加いただいた方がよいのではと考えます。ぜひ、入ってもらってください。

事務局： ありがとうございます。

会 長： それでは、今後の会議の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 第2回目の本協議会は、来年2月中を予定しております。12月から1月にかけて日程調整をさせていただく予定にしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

会 長： ありがとうございます。何かご質問等ございませんでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議題すべてが終了いたしました。  
貴重なご意見ありがとうございました。  
皆様、今後ともよろしくお願ひいたします。  
これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。